

学校給食代替弁当補助金について

1 概要

食物アレルギー等のやむを得ない事由により学校給食の代わりに家庭から弁当を持参している児童・生徒については、令和6年度から実施している学校給食費の無償化による現物給付に準じた負担軽減の必要性が認められることから、東京都の補助金を活用し、当該児童・生徒の学年区分に応じた学校給食費1食単価に弁当持参回数に乗じた金額を補助金として交付します。

2 目的

- ・対象となる児童・生徒の保護者の経済的な負担軽減。
- ・学校給食費の無償化における市立小・中学校の在籍児童・生徒間の公平性の向上。

3 対象者

- ・市立小・中学校に在籍し、食物アレルギーその他の疾患を有すること、宗教上配慮が必要であること等の理由により、学校給食の提供を受けておらず、代わりに家庭から弁当を持参している児童・生徒。

4 対象となる食数

令和6年度4月以降に学校給食の代わりに家庭から持参した弁当の回数が対象となります。

無償化の開始時期に遡及して適用します。

5 補助金額

- ・当該児童・生徒の学年区分に応じた1食単価 × 弁当持参回数

※学校給食として牛乳のみを飲用している児童・生徒については、令和6年度に限り当該児童・生徒の学年区分に応じた学校給食費から牛乳代金相当額(62.67円に消費税を乗じた額)を差し引いた金額を1食単価として補助金を支給します。

6 予算

- ・総額 2,723,000円

※12月議会最終日に、本事業に係る補正予算を提案する予定としています。

※本補助金は、「東京都公立学校給食費負担軽減事業」の補助対象となります。

7 食物アレルギー対応における安全性の確保

- ・令和6年度については、安全・安心な食物アレルギー対応を徹底するため、本補助金の利用に伴う年度途中での食物アレルギー対応の変更は不可とします。
- ・令和7年度については、本補助金の利用に伴う食物アレルギー対応の変更を希望する場合は、令和6年度中に所属校及び学校給食課との相談を行うこととします。